



なかきた

中城北中城消防組合

中長期計画 <2025年~2032>

平成28年 第1号 (2016年)

改定 令和7年5月第2号 (2025年)

## 目 次

### 第1章 基本的な考え

第1節 計画策定の趣旨	1
-------------	---

第2節 計画の位置付	1
------------	---

### 第2章 中城北中城消防組合基本構想

第1節 時代背景と課題	2
-------------	---

1-1 人口増加と超高齢社会	2
----------------	---

1-2 安心・安全	2
-----------	---

1-3 社会情勢へ対応できる人材育成	2
--------------------	---

1-4 技術革新（新たな災害への取組）	3
---------------------	---

第2節 基本理念	3
----------	---

第3節 実施計画	4
----------	---

3-1 中期・長期ビジョン	4
---------------	---

(1) 消防及び救急業務への課題	4
------------------	---

(2) 予防業務への課題	5
--------------	---

(3) 人材育成への課題	6
--------------	---

3-2 効率的・効果的な行政運営	7
------------------	---

(1) 消防施設	7
----------	---

(2) 算定率に対する整備数	9
----------------	---

(3) 救急車・消防ポンプ自動車	10
------------------	----

(4) はしご自動車整備	10
--------------	----

3-3 短期的ビジョン	10
-------------	----

(1) 緊急消防援助隊への登録及び訓練などへの参加	11
---------------------------	----

(2) 震災への対応訓練の強化	11
-----------------	----

(3) 救命率向上方策の推進	11
----------------	----

(4) 高齢化社会における火災予防行政の推進	11
------------------------	----

(5) 特殊災害への対応（NBC 災害への対応）	12
--------------------------	----

(6) 消防団の充実・活性化の推進	12
-------------------	----

(7) 人事・組織管理、定員管理	12
------------------	----

第4節 計画推進の基本的な考え	13
-----------------	----

参考資料 消防力の整備指針・消防水利の基準（改訂版）・・・14

「消防力の整備指針（平成12年1月20日消防庁告示第1号）」

# 沖縄県 中城北中城消防組合 中長期計画

## 第1章 基本的な考え

### 第1節 計画策定の趣旨

中城北中城消防組合（以下「本消防組合」という。）は、管轄人口増加基調ですが、少子高齢化の傾向で、特に高齢者の割合は高い水準にあります。今後も高い伸び率で推移することが想定されることから消防行政を見直す状況に直面しています。近年、災害はますます大規模化、複雑多様化しており大規模災害や自然災害に伴う、特殊災害への対応、新興・再興感染症汎発流行、また、インバウンドツーリズムに伴う多数傷病者発生事案、社会福祉施設、病院などにおける災害への対応及び協力、さらには、消防需要の増加とともに消防に対する期待がますます高まっています。このような状況下において様々な課題を乗り越え、消防の使命である「安全・安心」を守っていくためには、中長期的な視点に立った消防行政の運営の継続が課題であります。そこで、本消防組合では「安全・安心」を守ることを第一とし、今後の本消防組合が目指す課題を明確にするとともに、これらを実現するための基本目標、方向性、施策などを示す消防の基本計画として本消防組合中長期計画を改定しました。



### 第2節 計画の位置付

この計画は、消防行政運営の指針、基本計画として施策の基本方向をまとめた最上位の計画です。「安全・安心」の実現に向け本計画を推進します。

なお、計画の見直しにおいては社会情勢などの急激な変化や想定外の災害の発生など計画を進めていく上で見直さなくてはならない事象が発生した場合は、柔軟に対応するため、必要に応じ計画の見直しを実施します。

## 第2章 中城北中城消防組合基本構想

### 第1節 時代背景と課題

#### 1-1 人口増加と超高齢社会

中城村南上原地区、北中城村ライカム地区における高層マンションの建設活動の活発化、大規模商業施設の影響で人口流動は流入傾向であり昼間人口増加が進んでおります。

更に、世界遺産登録の中城城跡が存在しインバウンドツーリズムへの対応があげられません。

次に、住民の少子高齢化が進んでおり、こうした本村における人口の見通しや人口動態を踏まえながら消防体制を整備する必要があります。全国的に見ても住宅火災による死者数の7割以上が高齢者であり、また、救急業務においても高齢者の傷病程度は中など症以上の割合が多く重篤化する傾向にあることから超高齢社会の到来に備えた対応が求められます。

#### 1-2 安全・安心

平成23年3月11日に発生した東日本大震災後、今後30年の間にマグニチュード8から9程度の地震が80%の確率で発生すると予測されておりますが、南海トラフは東方の海底で琉球海溝と接しており沖縄県においても南海トラフ地震と同様に巨大地震へ警戒しなければならない状況であります。

また、県内のみならず全国各地で大型台風、集中豪雨の発生など風水害による甚大な被害が報告されているところであり、本消防組合管内でも平成18年6月には中城村で、大規模な土砂災害（地すべり）が発生しております。また、両村は海岸に面した地区が多数存在しており津波への対応も懸念されているところであります。

次に、社会のグローバル化による影響で新型コロナウイルス感染症が発生し、これからも様々な感染症など村民の「安全・安心」への脅威は複雑多様化しています。このような状況において村民の期待に応え、あらゆる災害での被害を最小限にとどめ、生活と安全を守るためには更なる消防防災体制の充実強化が求められます。

#### 1-3 社会情勢の変化に対応できる人材の育成

令和5年度から令和13年度にかけて定年年齢が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることを踏まえ、定年退職者がいない場合でもあらかじめ一定の職員を確保するなど定員管理の工夫が求められます。社会情勢の急速な変化、複雑多様化する消防行政に対応するため行政職員の育成・確保が求められ、社会情勢に対応する組織体制が求められております。また、令和4年に育児介護



休業法が改正されたことに伴い行政においても働き方に改革が求められており、消防力の低下を招かないような対策も必要となっております。

現在、本消防組合では、多数の職員が定年退職し、平均年齢の若返りが図られる一方、経験の浅い若年層職員が多くなっており知識、技術及び経験などの専門知識の伝承が課題となっております。また、複雑多様化する法規制など時代潮流の変化に的確に対応でき、強いリーダーシップが取れる幹部職員の育成も重要な課題となっております。

#### 1-4 技術革新（新たな災害への取組）

現在、世界規模で起こっているテロなどへの災害やNBC災害への対応が急務であります。特に化学剤、生物剤への対応が必要となり、加えて、放射性物質に関する知識修得も喫緊の課題であります。

これまで通常では想定されなかった新たな脅威に備えるためには、危険情報を収集するとともに日ごろから新しい技術に関する知識や見識を広めておく必要があります。万が一に備え、資機材整備、消防活動面の対策を整えることが必要であります。



## 第2節 基本理念

本消防組合は、村民の生命、身体及び財産を守るとともに災害を防ぎ、災害による被害を軽減するほか、災害による傷病者の搬送を適切に行うことを職務とします。

大規模災害、大型台風や集中豪雨などの自然災害の発生、様々な感染症の汎発流行、商業施設及び病院、社会福祉施設の大規模化に伴う複雑多様化する災害への対応、テロやNBC災害への対応など本消防組合は、様々な課題への検証を行い、いかなる情勢下においても「安全・安心」を守ることを第一として、あらゆる事案に迅速かつ的確に対応できる消防体制を整備するとともに、より質の高い消防行政サービスが提供できるよう全職員一丸となって全力で取り組んでまいります。

### 第3節 実施計画

#### 3-1 中期・長期ビジョン

基本理念の実現に向け、本消防組合を取り巻く時代背景と課題を踏まえた上で消防業務、救急業務、人材育成という視点から3つの長期ビジョンを設定しました。本消防組合が目指す実施基本計画を示しています。

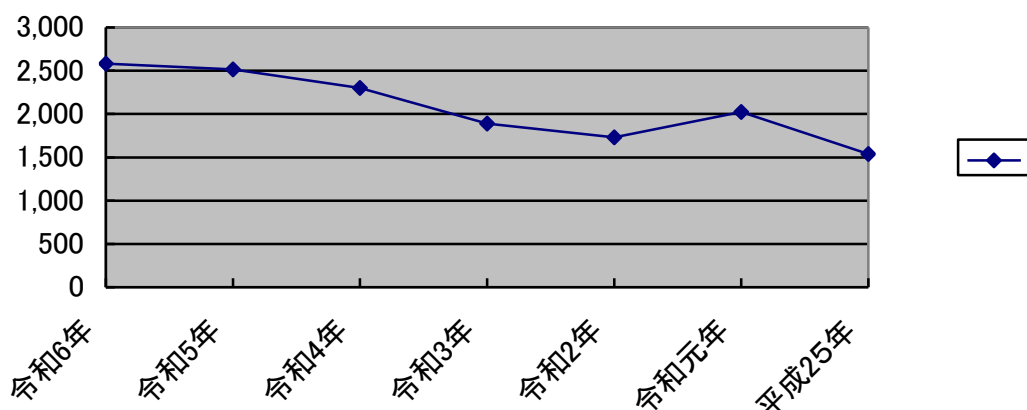
##### (1) 消防及び救急業務への課題

大規模災害、大型台風及び集中豪雨などの自然災害の発生、様々な感染症の汎発流行、テロ災害への不安、災害は、大規模化・複雑多様化していくと予想されます。また、南海トラフ地震では、かつてないほどの巨大津波の発生が予想され、さらには東日本、西日本、南西諸島及び、環太平洋の各地への拡大が予想されております。

本消防組合においても救急出動は、10年前の平成25年と比較すると1,045件の増で、全搬送人員に占める高齢者（65歳以上）の割合が増加しております。その傷病程度は中など症以上の割合が多く重篤化する傾向があることから、高齢社会の到来に対応した救急活動が求められています。また、障がい者の割合が微増傾向であり、障がい者を医療機関へ引き継ぐための施策が課題となります。これらを含む災害弱者への対応の強化が課題となります。

救急出動件数の推移

令和6年	令和5年	令和4年	令和3年	令和2年	令和元年	平成25年
2,582	2,517	2,301	1,890	1,731	2,024	1,537



##### ■消防及び救急業務への取組

消防行政の基本活動である消火、救助、救急活動に加え、大規模災害など発生の際の脅威、複雑多様化する災害、高い救急需要への対応など、消防行政は増加の一途をたどっています。本消防組合として消防組織にとられない他組織との連携強化で、武力攻撃・テロ災

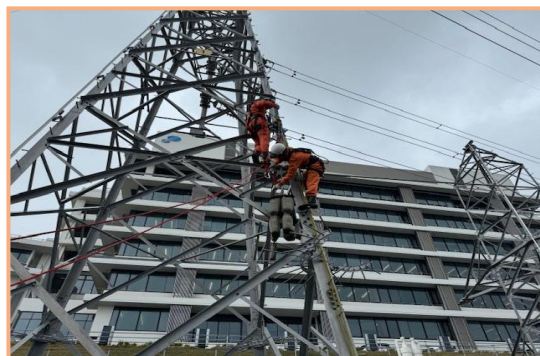


## ■ 予防業務への取組

火災を未然に防ぐことや地震などの災害による被害を軽減することは、消防にとっては重要な任務です。今後、高齢社会の到来に伴い高齢者が入所する社会福祉施設などが増加することが予想されます。万が一災害などが発生した場合、高齢者をはじめとする多くの災害時要援護者が犠牲になることが懸念されます。本消防組合は、こうした犠牲者を1人でも減らすために火災や危険物事故などの発生、被害を未然に防ぐこと、被害を最小限に抑制することを目的に更なる住宅防火対策の推進や立入検査などの実施による防火安全対策の推進など、今後の社会情勢などに対応した火災予防行政を展開してまいります。また、本消防組合では、違反對象物公表制度の開始以降、防火対象物の立入検査の実施を強化しております。違反對象物公表制度を進めていくうえで、立入検査の執行区分を明確にした実施計画、査察体系を整理し戦略的に実施してまいります。

### (3) 人材育成への課題

現在、本消防組合では、多数の職員が定年退職を迎え、職員の若年化により、経験の浅い職員が多くなることから、技術及び経験などの専門知識の伝承、救急救命士不足による業務上必要とされる資格者の養成、確保が課題となっています。また、地方分権の進展に伴い地域が抱える課題を地域で解決するよう求められることから、条例制定権拡大に伴う政策立案能力を有する職員や新たな法規制に対応できる職員の育成など、時代の変化に的確に対応できる人材の育成が課題となっています。



## ■ 職員の責務

職員の能力を高めるためには、職員一人ひとりが人材育成の推進役として、自己啓発を図り、意欲的な研修に参加する意識を持つとともに上司や同僚と協力し、自ら積極的に学び、職務を通じて得た知識や技術・技能を皆で共有し、組織の活性化を図ることが重要です。

## ■ 社会情勢の変化に対応できる人材育成への取組

行政サービスの質は、職員の資質によるところがあり、その向上は、消防行政サービス

の向上につながります。

また、職員一人ひとりのレベルアップは、組織全体のレベルアップにつながることから、経験の浅い若年層職員への専門知識、技術及び経験などの伝承など時代の変化に的確に対応した職員の育成、資格者の養成など、新たな時代にふさわしい人材づくりを目指すことにより、高度で質の高い消防行政を展開してまいります。

さらに、救急需要の高まる中、業務上必要とされる資格である救急救命士の確保、併せて救命士の養成は必要不可欠であり、救急業務の行政サービスを低下させないよう努めること。消防大学校へ幹部研修や上部組織への研修、人事交流などにより高度な知識や技術を取り入れ個々の能力を向上にさせ、そのフィードバックを通して組織の資質を向上させることにより消防サービスの充実強化に努めます。

### 3-2 効率的・効果的な行政運営

本消防組合は、昭和53年6月発足以来、両村における進展に適切に対応するため、消防力の整備を図り、「安全・安心」の確保に努めてまいりました。しかし、近年本消防組合を取り巻く環境は大きく変化し、更に、災害は複雑多様化しています。本消防組合は環境の変化に対応しつつ、様々な課題を乗り越えながら、災害に適切に対応していくため、消防力の整備指針に基づき消防施設整備を行うものとし、消防力をより効率的に運用するとともに、災害時に消防力を最大限発揮することができる消防活動体制を構築し、公共施設・車両について維持管理費用が抑えられるよう長寿命化など効率的・効果的な対策を行います。

#### (1) 消防施設

##### (ア) 本庁舎

本消防組合新公会計整備及び公共施設など総合管理計画によると、昭和55年建設の消



防庁舎、車庫及び訓練塔が既に36年を経過しており経年劣化が否めず、平成27年度に、庁舎のメンテナンスで長寿命化を図りました。令和6年度に緊急防災・減災事業債を活用し、PPP（官民連携）事業のBTO（建設・移転・運営）で整備し、令和7年1月に消防庁舎部分の第1期工事を終え、令和8年3月に車庫、訓練施設の全施設が竣工する予定です。

敷地面積 : 5,668.00 m<sup>2</sup>

構 造 : 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造

延べ床面積 : 2,890.72 m<sup>2</sup>

- 庁舎 : 2,394.93 m<sup>2</sup> 仮眠室 (1 1)  
予備室 (1) 女性用仮眠室 (1)

- 主訓練棟 : 381.78 m<sup>2</sup>

- 補助訓練棟 : 93.60 m<sup>2</sup>

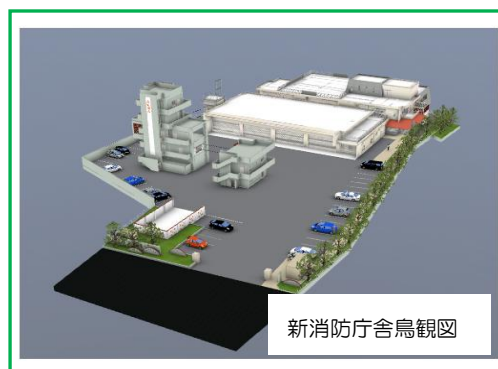
- 備蓄倉庫 : 9.82 m<sup>2</sup>

- 防水訓練壁 : 10.59 m<sup>2</sup>

建築面積 : 1,907.04 m<sup>2</sup>

車両配備数 : 救急車 (2)、2,000L 水槽付消防ポンプ自動車 (1)、1 5 0 0 L 水槽付 CD 1 ポンプ自動車、高所作業棟付 CAFS 消防ポンプ自動車 (1)、小型動力ポンプ付 10,000L 水槽車 (1)、救助工作車 (1)、資機材搬送車 (1)、輸送車 (1)、司令車 (1) 事務連絡車 (1)、予防広報車 (1)、コンテナ車 (2)

消防団車両 : 広報車



### (イ) 出張所

令和 4 年 4 月より運用を開始した中城出張所は、緊急防災・減災事業債を活用し、PPP (官民連携) 事業の BTO (建設・移転・運営) で整備を行いました。両村の急激な都市構造の変化、特に中城村南側地域の人口増加や交通渋滞による消防行政の課題の変化に対するサービス向上と効率を改善し、災害に強く安心して暮らせる地域の防災拠点として整備が図られました。また、消防団員の訓練の充実、感染症対策に対応した時代に即した消防庁舎としております。



敷地面積 : 3,479.65 m<sup>2</sup>

構 造 : 鉄骨造 1 階建て

延べ床面積 : 578.59 m<sup>2</sup> 仮眠室 (5)、女性仮眠室 (1)

車両配備数 : 救急車 (1) 3,000L 水槽付 (救助資機材搭載) 消防ポンプ自動車 (1)、

消防団車両 : CD1 ポンプ自動車

署所の数	整備数	整備率 (パーセント)
本署・出張所	2	100

### (ウ) 消防水利

水道法で消火栓の管理は水道事業者については、水道に公共の消防のための消火栓を設置するとされ、また、消防法第二十条において「消防に必要な水利の基準は、消防庁がこれを勧告する。消防に必要な水利施設は市町村が設置、維持管理するものとする。但し、水道については、当該水道の管理者が設置し維持管理する。」とされ、水道課と調整を行いながら整備しております。

水利	整備数	整備率（パーセント）
消火栓基準（574基）	483	84
防火水槽・指定水利	18	—

### (2) 算定率に対する整備率

消防本部及び署所が保有する消防用自動車などを常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員数です。

消防用自動車などに搭乗する隊員の数について、十分な人員を確保することは、効果的な消防活動の実施に加え、隊員の安全確保という点からも極めて重要です。しかし、限られた人員を有効活用し、効果的な消防行政の推進を図ることにも留意し行っており、現在、本消防組合では、消防隊と救急隊、救助隊を兼務で運用しており、両村の人口増加に加え、超高齢社会への対応は懸念されるところであります。

2023年（令和5年）から定年退職年齢が65歳まで延長となり、定年延長職員の知識・技術継承が若年層に可能となるよう年齢均衡を考慮した人員配置を行うこと。

また、2021年（令和3年）には育児・介護休業法での働き方に伴い、職場環境を整備し、変わらぬ消防行政を行うと共に消防力の低下を防ぐ計画を策定していく必要があるが、基本、1当務12名としているが救急事案の同時出動の際には非番・週休者の非常招集に頼っている状況であります。

消防力の整備指針の充足率を見ると全国平均で80%となっており、沖縄県は、以前に比べると改善傾向にあります。県内平均の充足率は64%程度であり、本消防本部の充足率を全国平均の80%並みにした場合に24人、70%とした場合に16人が不足となります。今後、国の政策や人口動態に合わせた職員定数の管理など、柔軟性を持たせた定数管理計画が必要であります。（充足率は消防自動車や救急自動車の整備数と関連しているため変動はある。）

沖縄県 算定数（人）	整備数（人）	比率（パーセント）
2,629	1,686	64.1

令和4年度消防施設実態調査（次回調査は令和7年度）

### (3) 救急車・消防ポンプ自動車

本消防組合において整備すべきポンプの口数は消防力の整備指針からすると、消防ポンプ自動車4台及び消防団が管理する消防ポンプ自動車1台、手引動力ポンプ又は小型動力ポンプ4口の整備が必要となり、算定率に対し整備数は78パーセントとなっており、救急自動車は算定率に対し整備数は100パーセントとなっております。しかし、救急需要の高まりから救急車の走行距離が延び、車両の寿命が短くなっており、補助金などを活用した計画的な車両整備計画が必要です。

車両	整備数(台)	整備率(パーセント)
救急車	3	100
消防ポンプ自動車	4	100
小型動力ポンプ付水槽車	1	—
救助工作車	1	100
司令車(指揮車)	1	100
はしご車	1	0

### (4) はしご自動車整備

管内には中高層の建物と、大規模な大型総合病院があり、その他、中高層の産婦人科医院、社会福祉施設などがあります。現在、中高層に対応できる13m高所作業棟付消防ポンプ自動車はありますが、南上原地区、ライカム地区の高層住宅の増加が予想されるため調整が必要となります。

## 3-3 短期ビジョン

救急件数の増加に伴い、救急車の適正利用を呼びかけ、重篤な傷病者への救急体制の確保、救命講習会におけるバイスタンダーの育成が重要であります。

また、大規模震災、自然災害、特殊災害・テロなどにおける災害など市町村の消防の範囲を超える大規模災害を想定した広域応援体制の強化が求められていました。

沖縄県では、消防救急無線のデジタル化及び沖縄県消防共同指令センターを整備し、災害に対応する消防指令業務の充実強化を図りました。さらに、2消防本部が参画することで、嘉手納町からうるま市へ沖縄県消防共同指令センターを移設し、更なる強化を図り、本消防組合においてもデジタル無線不感地帯である地域への解消を行います。

### (1) 緊急消防援助隊への登録及び訓練等への参加

既に緊急消防援助隊へはポンプ小隊(1隊)、救急隊(1隊)を登録しておりましたが、令和2年度新たに高機能救命ボート・資機材搬送車(1隊)、令和3





どの増加傾向があることから、当該施設における重点的な立入検査の実施や、火災防止対策の徹底などにより、社会福祉施設などにおける防火安全対策を推進します。

### (5) 特殊災害への対応（NBC 災害への対応）

NBC(Nuclear=放射性物質, Biological=生物剤, Chemical=化学剤) 災害への対応については、救助省令及び救助活動に関する基準において、消防本部又は署に当該市町村の人口規模など、地域の実情に応じて関係する資機材を配置することとされています。NBC 災害への対応は、防災・危機管理の一部であり、また国家的・広域的観点も必要になるものでもあるが、市町村は地域住民の生命身体を災害などから守り住民の「安全・安心」を確保する責任を有しています。



両村の国民保護計画 NBC 攻撃による災害への取組として、今、世界規模で起こっているテロなどへの危険性を考えた場合 NBC 災害への対応が非常に急務であります。特に化学物質(C)、生物剤(B)への対応が必要となり、放射性物質(N)への知識も必要となってくることから、今まで想定されなかった新たな脅威に備えるためには、危険情報を収集するとともに、武力攻撃事態への対応など、日ごろから新しい技術に対する知識や見識を広め、万が一に備え、消防活動面の対策を整えることが必要です。

### (6) 消防団の充実・活性化の推進



両村の国民保護計画に基づき、消防団の充実・活性化を図ります。消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図り、もって住民の安全の確保に資することを目的として、本消防組合においても25名へと増やしており、消防団員及び車両・装備において、更なる強化が必要であります。

消防団の出動する災害レベルを明確にすることや、女性団員が行うことが向いている火災予防の啓もう活動など、女性のみでの分団の活用などいろいろなアイデアを挙げながら定数増に向け努力します。



### (7) 人事・組織管理、定員管理

人事院の有識者会議において、公務員のなり手不足対策などに関する中間報告をまとめており、優秀な人材を

確保するため人事院制度での能力・業績主義を徹底するよう提言しており、OJT を推進し、職員一人ひとりの能力を最大限に引き出すための丁寧な指導・育成に力を入れ、目標管理とともに勤務実績を評価し、能力評価を前提とし任用などに活用します。

また、長時間労働の是正に向けた取り組み強化を盛り込んでいます。

行財政改革が進む中行政の管理責任、行政効率、専門的な能力主義的人事管理、経営的管理を求めています。

また、人材の確保において、民間企業や上部組織団体における採用活動の早期化、多様化など人材確保に係る環境の変化を踏まえ採用に係る効率的な方策を検討します。社会情勢に対応する組織体制を的確に捉え、時代に即した組織・機構の構築に努め、適正な定員管理に努めます。

#### 第4節 計画推進の基本的な考え方

急激な社会情勢の変化、複雑多様化し多発する自然災害に適切に対応するとともに、今後、発生が予想される南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えるべく、住民が安心して暮らせる「安全・安心」を図っていくための安全で災害に強い村づくりを進める上で、消防体制を整備することは重要な課題です。また、救急救命士の教育訓練、火災予防における啓もう活動の重要性、少子高齢社会の到来に伴う高齢者の救急需要の増加、社会福祉施設などにおける防災対策など消防業務の高度化・専門化と今後の消防需要の伸びが見込まれるところです。こうした社会情勢や環境などの変化に対応しながら課題を乗り越え、住民のみな様への「安全・安心」に対するサービス低下を招くことなく、大規模複雑化する災害に対応していくためには、限りある人員、予算、装備などをいかに効率的に消防需要に投入していくかが重要となってきます。効率的な消防財政運営を行い無駄な支出を抑えながら資源を活用することで消防行政を行うとともに、明確に費用対効果が算定することの難しい「待機事務」に対する必要なコストの予算編成や予算調製を行い事業に進むことで、消防の使命である「安全・安心」を守ることを達成するため今後の消防行政の指針とします。



複雑多様化する需要に的確に対応していくためには、不足を補いながら両村の課題については身近なところで解決されるよう、住民、地域、自主防災組織、企業、団体などと連携を図りながら、安全で災害に強いまちづくりを進めていく必要があります。また、消防の現状や将来の展望などに関して、住民との情報共有を図り共に歩む消防を目指します。

## 参考資料

### 消防力の整備指針・消防水利の基準（改訂版）

#### 消防力の整備指針（前文）

平成 12 年 1 月 20 日

消 防 庁 告 示 第 1 号

最終改正 平成 26 年 10 月 31 日 消防長告示第 28 号

市町村においては、消防を取り巻く社会経済情勢の変化を踏まえ、今後とも、住民の生命、身体及び財産を守る責務を全うするため、消防力の充実強化を着実に図っていく必要がある。

このためには、各種の災害に的確に対応できるよう警防戦術及び資機材の高度化などの警防体制の充実強化を図るとともに、建築物の大規模化・複雑化などに伴う予防業務の高度化・専門化に対応するための予防体制の充実強化、高齢社会の進展などに伴う救急出動の増加や救急業務の高度化に対応するための救急体制の充実強化、複雑・多様化する災害における人命救助を的確に実施するための救助体制の充実強化、武力攻撃事態などにおける国民の保護のための措置の実施体制の充実強化などを、職員の安全管理を徹底しつつ推進していく必要がある。

さらに、地震や風水害などの大規模な自然災害などへの備えを強化するため、緊急消防援助隊をはじめとする広域的な消防体制の充実を図ることが求められている。

以下の指針は、こうした事情を踏まえて、市町村が目標とすべき消防力の整備水準を示すものであり、市町村においては、その保有する消防力の水準を総点検した上で、この指針に定める施設及び人員を目標として、地域の実情に即した適切な消防体制を整備することが求められるものである。

（署所の数）

第四条 市街地には、署所を設置するものとし、その数は、別表第 1（積雪寒冷の度の甚だしい地域（以下「積雪寒冷地」という。）にあっては、別表第 2 以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第 1 に定める署所の数を基準として、地域における地勢、道路事情、建築物の構造などの特性（以下「地域特性」という。）を勘案した数とする。

2 前項の規定にかかわらず、市街地のうちその区域内の人口が三十万を超えるもの（以下「大市街地」という。）に設置する署所の数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割にかかる地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第 1 に定める署所の数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割に係る地域の人口」と読み替えるものとする

3 市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて当該地域に署所を設置することが

できる。

#### 別表第一（第四条第一項関係）

市街地の区域内の人口（万人）	署所の数
一	一
二	一
三	一
四	二
五	二
六	二

（動力消防ポンプ数）

第五条 市街地には、動力消防ポンプを配置するものとし、その数は別表第三（積雪寒冷地にあっては別表第四以下この条において同じ。）に掲げる市街地の区域内の人口について別表第三に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

2 前項の規定にかかわらず、大市街地に配置する動力消防ポンプの数は、当該大市街地を人口三十万単位の地域に分割し、当該分割にかかる地域を一の市街地とみなして、当該地域の人口についてそれぞれ別表第三に定める消防本部又は署所及び消防団の管理する動力消防ポンプの数を合算して得た数を基準として、地域特性を勘案した数とする。この場合において、同表中「市街地の区域内の人口」とあるのは「分割にかかる地域の人口」と読み替えるものとし、分割にかかる地域の人口が七万未満の場合には、当該地域に配置する動力消防ポンプの数は、別表第五に掲げる分割にかかる地域の人口について、同表の定めるとおりとする。

3 準市街地に配置する動力消防ポンプの数は、別表第六に掲げる準市街地の区域内の人口について同表に定める動力消防ポンプの数を基準として、地域特性を勘案した数とする。

4 前項の規定による動力消防ポンプの数は、動力消防ポンプについてそれぞれ次に掲げる口数を基礎として算出する。

消防ポンプ自動車 二口

手引動力ポンプ 一口

小型動力ポンプ 一口

5 市街地及び準市街地に該当しない地域には、地域の実情に応じて、必要な数の動力消防ポンプを配置するものとする。

6 第一項から第三項まで及び前項の規定による動力消防ポンプは、消防本部若しくは署所又は消防団が管理するものとする。

別表第三（第五条第一項関係）

市街地の区域内の人口 (万人)	消防本部又は署所の管理する動力消防ポンプの数	消防団の管理する動力消防ポンプの数
一	消防ポンプ自動車二台	消防ポンプ自動車三台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ一〇
二	消防ポンプ自動車二台	消防ポンプ自動車三台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ二〇
三	消防ポンプ自動車三台	消防ポンプ自動車二台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ三〇
<b>四</b>	<b>消防ポンプ自動車四台</b>	<b>消防ポンプ自動車一台</b> <b>手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ四〇</b>
五	消防ポンプ自動車四台	消防ポンプ自動車一台 手動動力ポンプ又は小型動力ポンプ五〇

（はしご自動車）

第七条 高さ十五メートル以上の建築物（以下「中高層建築物」という。）の火災の鎮圧などのため、一の消防署の管轄区域に中高層建築物の数がおおむね十棟以上、又は令別表中（一）項、（四）項、（五）項イ及び（六）項イなどに掲げる防火対象物のうち中高層建築物の数がおおむね五棟以上ある場合には、はしご自動車（屈折はしご自動車を含む。以下同じ。）一台以上を当該消防署又はその出張所に配置するものとする。ただし、当該消防署の管轄区域が次の各号のいずれにも該当し、かつ、延焼防止のための消防活動に支障のない場合には、この限りでない。

- (1) 当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物が九十棟未満であること
  - (2) 当該消防署の管轄区域に存する中高層建築物における火災などにおいて、当該消防署とその管轄区域が隣接する消防署又はその出張所に配置されたはしご自動車が出動から現場での活動の開始まで三十分未満で完了することができること。
- 2 前項の規定によるはしご自動車は、署所が管理するものとする。

（消防本部及び署所の消防職員の総数）

第三十四条 消防本部及び署所における消防職員の総数は、次の各号に掲げる数を合算し

て得た数を基準として、勤務の体制、業務の執行体制、年次休暇及び教育訓練の日数などを勘案した数とする。

(1) 消防本部及び署所の管理する消防用自動車などのうち非常用消防用自動車など以外のものを常時運用するために必要な消防隊、救急隊、救助隊及び指揮隊の隊員の数（ただし、消防隊の隊員については、火災の鎮圧などに支障のない範囲内で、消防用自動車などのうち複数のものについて、一の消防隊が搭乗することを、消防本部の規模及び消防用自動車などの保有状況などを勘案して消防庁長官が定めるところによりあらかじめ定めている場合にあつては、当該複数のものそれぞれを常時運用するとした場合に、それぞれについて必要となる消防隊の隊員の数のうち最大のものとする。）

(2) 第三十一条に規定する通信員の数

(3) 第三十二条第一項に規定する予防要員の数

(4) 消防本部及び署所の総務事務など（消防の相互応援に関する業務を含む。）の執行のために必要な消防職員の数

2 前項の規定により消防職員の総数を計算する場合においては、前条第一項及び第二項の規定により消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車に搭乗する消防隊の隊員が救急自動車に搭乗する救急隊の隊員と兼ねる場合にあつては、前項第一号中「ただし」とあるのは「ただし、救急隊の隊員を兼ねる消防隊の隊員については、当該消防隊の隊員が搭乗する消防ポンプ自動車、はしご自動車又は化学消防車を常時運用するために必要な消防隊の隊員の数とし」と、前条第三項の規定により予防要員について警防要員をもって充てる場合にあつては、前項第三号中「予防要員の数」とあるのは「予防要員の数から警防要員をもって充てる数を除いた数」と読み替えるものとする。

（NBC 災害対応資機材）

第十八条 消防本部又は署所に、当該市町村の人口規模、国際空港など及び原子力施設などの立地その他の地域の実情に応じて、放射性物質、生物剤及び化学剤による災害に対応するための資機材（以下「NBC災害対応資機材」という。）を配置するものとする。

2 前項の規定によるNBC災害対応資機材は、消防本部又は署所が管理するものとする。